

(第2回(最終)) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和6年12月23日
契約業者名	世紀東急工業（株）北関東支店
契約業者の住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目1番地1
工事の名称	R5国道4号東埼玉道路松伏地区改良その9工事（第2回変更）
工事場所	埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩地先
工事種別	一般土木工事
工事概要 （変更した内容について記述する）	道路土工 一式 地盤改良工 一式 法面工 一式 舗装工 一式 擁壁工 一式 排水構造物工 一式 縁石工 一式 情報ボックス工 一式 防護柵工 一式 構造物撤去工 一式 仮設工 一式 共通仮設費 一式
工期（自）	令和 6 年 4 月 1 日
工期（至）	令和 7 年 1 月 8 日
契約前の変更金額	¥228,580,000
変更金額	増 ¥9,900,000
変更後の契約金額	¥238,480,000
変更理由	1. 道路土工 現地調査の結果、数量を見直す必要があったため、掘削工、路体盛土工を増工する。 受注者と協議の結果、ICT を活用することとなったため、掘削工 (ICT)、路体盛土工 (ICT)、路床盛土工、路床盛土工 (ICT)、法面整形工 (ICT) を追加する。 受注者と協議の結果、ICT を活用することとなったため、法面整形工を減工する。 2. 地盤改良工 地質調査の結果、使用する固化剤の種類・数量を見直す必要が生じたため、路床安定処理工を減工する。 受注者と協議の結果、地盤改良工においてICT を活用することとなったため、固結工を削除し、固結工 (ICT) を追加する。

3. 法面工

現地調査の結果、法尻までモルタル平板を施工する必要が生じたため、植生工を削除する。

現地調査の結果、上層路盤までの施工により、一部、縁石が施工できない区間があるため、路側防草工を減工する。

4. 舗装工

現地調査の結果、数量を見直す必要が生じたため、アスファルト舗装工(本線)、アスファルト舗装工(側道部)を減工する。

現地調査の結果、数量を見直す必要が生じたため、アスファルト舗装工(取付道路)を増工する。

5. 擁壁工

現地調査の結果、数量を見直す必要が生じたため、作業土工を減工する。

6. 排水構造物工

現地調査の結果、数量を見直す必要が生じたため、作業土工、側溝工、集水桝・マンホール工を増工する。

現地調査の結果、数量を見直す必要が生じたため、横断函渠工を減工する。

7. 縁石工

現地調査の結果、一部、上層路盤までの施工により施工できない区間があるため、縁石工を減工する。

8. 情報ボックス工

現地調査の結果、数量を見直す必要が生じたため、作業土工を減工する。

現地調査の結果、数量を見直す必要が生じたため、管路工(管路部)を増工する。

9. 防護柵工

現地調査の結果、町道通行止めに伴い防護柵を設置する必要が生じたため、路側防護柵工を追加する。

10. 構造物撤去工

現地調査の結果、工事の支障となる構造物があるため、構造物取壊し工を増工する。

現地調査の結果、数量を見直す必要が生じたため、運搬処理工を減工する。

11. 仮設工

現地調査の結果、隣接工事との調整により、交通誘導員の配置が不要となったため、交通管理工を減工する。

12. 共通仮設費

建設機械運搬費の規格が変更になったため、運搬費を減工する。

表土処理にて、運搬場所が変更となったため、準備費を増工する。

受注者と協議の結果、ICTを活用することとなったため、技術管理費を増工する。

受注者との協議の結果、営繕費として快適トイレを追加する。

13. 工期

工期は、16日延長し、令和7年1月8日までとする。